

答 申

平成 26 年 9 月 8 日付け農委第 257 号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

霧島市農業委員会会長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書」（以下「本件対象文書」という。）のうち、異議申立人が異議申立書により開示を主張する部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、本結論は、異議申立人が不服を申し立てた部分を審議の対象としたものであり、本件対象文書において不開示とされた全ての事項を扱ったものではないことを申し添える。

第 2 経緯

第 1 に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

年月日	内容
平成 26 年 8 月 1 日	開示請求者（異議申立人）から実施機関に対して「公文書開示請求書」が提出される。
同年 8 月 13 日	実施機関から異議申立人に対して「公文書部分開示決定通知書（農委第 229-1 号）」が送付される。
同年 8 月 21 日	異議申立人から実施機関に対して「異議申立書」が提出される。
同年 9 月 8 日	実施機関から審査会に対して「情報公開審査諮問書（農委第 257 号）」が提出される。
同年 9 月 26 日	平成 26 年度第 3 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年 10 月 3 日	平成 26 年度第 4 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年 10 月 17 日	平成 26 年度第 5 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会

第 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、霧島市情報公開条例（平成 17 年霧島市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく平成 26 年 8 月 1 日付けの開示請求に対し、平成 26 年 8 月 13 日付け農委第 229-1 号で実施機関が行った、本件対象文書の部分開示決定（以下「本件決定」という。）の一部取消しを求めるものである。

第 4 本件決定に対する主張の内容

1 異議申立人（以下「申立人」という。）の主張の要旨

(1) 異議申立書（平成 26 年 8 月 21 日付け）の要旨

以下の趣旨により、本件対象文書で不開示とされた部分の不開示決定に異議を申し立てる。

ア 貸人の情報

本件対象文書の農地の地番は判明しており、法務局に照会することにより所有者、権利関係の情報は取得できる。不開示とする理由は妥当ではなく、条例の以下の目的に反する。「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、霧島市（以下「市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼の下に公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。」

イ 契約期間

本件対象文書の「4 権利を移転し又は設定しようとする契約の内容」欄中「4 契約期間」が不開示と決定されているが、「3 転用計画」欄中「(3)事業の操業期間又は施設の利用期間」に「平成 26 年 6 月から平成 29 年 5 月までの 3 年間」と記載がある。農用区域農地の一時転用の最長期間は 3 年間と定められている。さらに、欄外には「契約期間満了後、農地に復元するものである」との追記がある。このようなことから農地への復元時期が開示されたとしても借人に不利益を及ぼさない。

また、当地域は農業振興地域の農業区域である。契約期間を不開示とすることは、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（以下「農地法等」という。）の目的である優良農地の確保、農業振興の観点から農地復元時期が開示されないことになり、法の趣旨に反する。

2 実施機関の主張の要旨

(1) 公文書部分開示決定通知書（平成 26 年 8 月 13 日付け農委第 229-1 号）における「公文書の一部を開示しない理由」[抜粋]

『霧島市情報公開条例第 5 条第 2 号に該当

個人の氏名、住所、職業及び印影については、個人に関する情報であり、条例第 5 条第 2 号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とします。

霧島市情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 3 号アに該当

「権利を移転し、又は設定しようとする契約の内容」及び「資金調達計画」欄については、譲渡人と譲受人間での契約の内容に関する事項及び譲受人の財産に関する事項であり、条例第 5 条第 2 号及び第 3 号アに該当するため、不開示とします。』

(2) 情報公開審査諮問書（平成 26 年 9 月 8 日付け農委第 257 号）における「公文書の一部を開示しない理由」の要旨

ア 貸人の情報

申立人は、法務局に照会することにより所有者、権利関係の情報は取得できると主張されているが、本件対象文書に記載された貸人の氏名、住所は、土地登記簿から入手したのではなく、許可申請者である譲渡人（貸人）が他の個人と区別するため、申請書に氏名、住所を記入し提出された特定の個人を識別できる情報である。

また、転用許可申請において、相続登記未済の場合は、相続登記が終えてから申請することが望ましいが、緊急やむを得ない場合は、相続登記に必要な書類を添付した上で申請が可能であり、土地登記簿上の氏名、住所と譲渡人（貸人）の氏名、住所が異なる場合もある。このようなことから、農地の地番等の情報を土地登記簿と照合を行ったとしても権利関係全てが登記されているとは限らず、譲渡人（貸人）の氏名、住所を必ず知り得るとは言えない。

イ 契約期間

申立人は、契約期間を不開示とすることは、農地復元時期が公開されないことになり法の趣旨に反すると主張されているが、本件決定により「事業の操業期間又は施設の利用期間」を開示し、期間が「3年」であることは、申立人も確認されているところである。

このようなことから、当該開示請求では、事業の操業期間又は施設の利用期間をすでに開示し、一時転用の終了時期を示している。この一時転用については、利用後、速やかに農地として利用できる状態に回復することになることから、農地復元時期も推定することができる。したがって、法の趣旨に反するとまではいえず、申立人の主張には理由がない。

(3) 実施機関からの説明聴取（平成 26 年 10 月 3 日）の要旨

ア 農地法による許可関係の概要について

農地法第 4 条及び第 5 条が、農地の転用に関係する規定であるが、土地の所有者と転用の実行者が異なる場合には、第 5 条による許可申請を行うこととされている。

当該許可を受けることによって、土地登記簿の地目変更や所有権移転登記を行うことができる。

なお、2ヘクタール以下に係る転用許可に関しては、県からの権限移譲により、県知事への進達は不要となっており、申請があった場合には、県農業会議への諮問・答申を経て、本市の農業委員会が許可することになる。

イ 質疑応答

（委 員）貸人の情報を不開示とされているが、土地登記簿を閲覧すれば、貸人は判明する。それにもかかわらず不開示としたのはなぜか。

（実施機関）条例第 5 条第 2 号の規定により、個人を識別することができる情報であるとの理由で不開示決定を行った。土地登記簿を閲覧すればその所有者が判明するからといって、公文書に記載された個人情報までを開示することはないと考えている。

（委 員）条例第 5 条第 2 号ただし書において、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、開示することとされているが、今回の不開示の判断は、当該ただし書の規定を含めて検討したのか。

（実施機関）許可申請に関しては、申請者が市を信頼して氏名等を記入し提出するものである。したがって、ただし書にあるような、慣行として公にされている情報であるとまではいえないものと考えている。

（委 員）土地登記簿等により閲覧できる情報は、第 5 条第 2 号ただし書の「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとする。

なお、諮問書においては、相続登記が未了の場合には、貸人と所有者が同一ではないことが、貸人の項目を不開示とした理由の一つとして記載されているが、一般的に該当する事例とはいえない面がある。

(実施機関) 諮問書において記載している相続登記が未了のケースに関しては、あくまで一例として挙げさせていただいたところ。

(委員) 本件は、相続登記が未了であるとの事例には該当していない。具体的な不利益が生じるか否かに関し検討したのか。

(実施機関) 個人に関する情報であることから、具体的な不利益を検討するまでもなく、住所、氏名及び職業については、不開示とすべきものとして判断した。これまでも同様の取扱いをしている。

(委員) 事業の操業期間又は施設の利用期間が開示されており、農地法による一時転用に係る許可期間が3年を上限としていることを踏まえれば、自ずと契約期間に関しても推測が可能である。このような中で、「4 権利を移転し又は設定しようとする契約の内容」の「4 契約期間」を不開示とした理由はなぜか。

(実施機関) 許可期間に関しては、農業委員会総会の議事録を市のホームページ上で公開していることから開示した。しかしながら、許可期間と契約期間は異なるものであり、貸人と借人の契約内容に当たる契約期間までを開示することは適切ではないと考えたことによる。

(委員) 本件においては、法人情報に関しては開示しているが、当該法人に不利益は生じないものと判断したということか。

(実施機関) 不服申立人が既に当該法人が借人であることを把握されていたため、このことも考慮しながら、当該法人に不利益は生じないものと判断した。

第5 審査会の判断

実施機関は、本件対象文書の一部について、条例第5条第2号及び同条第3号アに該当するものとして不開示とした。

これに対し、申立人は、当該規定の適用による不開示に疑義を呈するとともに、「農地法」(昭和27年7月15日法律第229号)及び「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号)の趣旨又は条例の目的に反するものとして、本件決定の一部取消しを求めている。

1 論点

○本件対象文書の「1 当時者の氏名住所及び職業」中、貸人の氏名、住所及び職業のうち、貸人の氏名及び住所(以下「貸人の氏名等」という。)に関しては、当該土地の所有者として、一般的に土地登記簿に記録されていることを理由に、条例第5条第2号アの「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべき情報に当たるといえるか。

○申立人が主張するように、貸人の氏名等を不開示としたことが条例の目的に反しているといえるか。

- 本件対象文書の「4 権利を移転し又は設定しようとする契約の内容」中「4 契約期間」（以下「契約期間」という。）が、「個人に関する情報」（条例第 5 条第 2 号）及び「法人等に関する情報」（条例第 5 条第 3 号ア）に該当するか。
- 申立人が指摘するように、契約期間を不開示とすることは、「農地法」及び「農業振興地域の整備に関する法律」の目的である優良農地の確保、農業振興の観点から、農地復元時期が公開されないことにより法の趣旨に反するといえるか。

2 審査会の判断の理由

(1) 貸人の氏名等

ア 不開示情報該当に係る実施機関の判断の適否

条例第 5 条第 2 号において、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは不開示情報に当たるものとされているが、同号アにより「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に関してはその適用が除外されており、当該情報に該当する場合には開示すべき情報となる。

この点、申立人は、貸人の情報は、法務局に対し土地登記簿を照会することで判明する情報であるため、開示すべき情報に当たるものと主張している。

このことについて、当審査会は、インカメラ審理により本件対象文書を見分して記載項目を確認したところ、本件対象文書の記載項目欄には、単に「貸人」とあるのみであることから、必ずしも当該欄には土地登記簿の所有者が記載されるとは限らない面があり、実施機関が諮問書において述べている「農地の地番等の情報を土地登記簿と照合を行ったとしても権利関係全てが登記されているとは限らず、譲渡人（貸人）の氏名、住所を必ず知り得るとは言えない。」との主張には妥当性が認められるものと判断した。

また、条例第 5 条第 2 号において、事業を営む個人の当該事業に関する情報に関しては、条例第 5 条第 3 号に該当するものとし、当該規定により開示の判断をすべきものとされていることを踏まえ、今回不開示とされた貸人の情報が「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか否かに関し審査した。その結果、本件対象文書における記載内容からは、当該情報が必ずしも貸人による事業に関するものであるとはいえないことから、原則どおり、条例第 5 条第 2 号の規定を適用すべきものとの結論に至った。

以上のようなことから、当審査会は、条例第 5 条第 2 号本文に該当するものとして、申立人が開示を求める貸人の氏名等を不開示とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

なお、上記の結論に至る過程においては、「本件対象文書は、個人の経済活動に関し公的機関によって承認を受けることを目的とするものであり、そういった意味では、当該文書に記載された貸人の氏名等の情報は、他の公文書におけるそれとは性質が異なるといえることから、条例第 5 条第 2 号の規定を直接的に適用することは妥当でなく、開示すべき情報に当たらないのではないか。」との意見があったことを付記しておく。

イ 条例の目的との関係性

申立人は、貸人の氏名等を不開示としたことに関し、条例が定める目的に反すると主張している。

この点、本市の情報公開制度における開示又は不開示の決定に関しては、条例が定める目的を実現するために設けられた各規定に基づき、個別具体的に判断されるべきものであることから、単に条例の目的に反するとの申立人の総論的な主張は具体性を欠いており、当審査会における上記の判断結果を左右するものであるとはいえない。

(2) 契約期間

ア 不開示情報該当に係る実施機関の判断の適否

実施機関は、本件決定において、契約期間が、「譲渡人と譲受人間での契約の内容に関する事項及び譲受人の財産に関する事項」に当たるとを理由に不開示とした。

このことに対し、申立人は、本件対象文書で開示された情報により自ずと当該契約期間を推測することが可能であることを理由に、本件決定は妥当でない旨を主張している。

このような中、上記(1)のアで述べたのと同様に、当該契約期間に係る情報は、条例第 5 条第 2 号でいう「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には該当しないといえるため、原則どおり同号の規定に基づき判断すべきである。

この点、実施機関の判断理由に「客観性」（当該法人の権利利益を害されるおそれが客観的に存在すること）及び「蓋然性」（抽象的な可能性ではなく法的保護に値する程度の蓋然性があること）が求められる条例第 5 条第 3 号の場合※とは異なり、同条第 2 号本文に定める情報に該当すれば、当該規定の適用が除外される情報（「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」等）に該当しない限りは、当該情報は不開示とされるべきものであり、単に開示された情報を基に推測が可能であることを理由に開示を求める申立人の主張は妥当であるとはいえない。

以上のようなことを勘案した結果、当審査会は、当該契約における契約期間が条例第 5 条第 2 号に該当するものとして不開示とした実施機関の決定は妥当であるものと判断する。

なお、実施機関は、当該契約における借人側の観点から、重畳的に条例第 5 条第 3 号に該当し、不開示とする旨を記載しているが、本件に関しては、上記判断により本件決定の妥当性自体は担保されるということができることから、当該内容に係る審査は行わないものとする。

※霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申（平成 26 年 6 月 30 日付け答申第 1 号）を参照。

イ 関係法の趣旨との関係性

申立人は、契約期間を不開示としたことに関し、農地法等の趣旨に反すると主張している。

この点、農地法等には、契約期間を公表すべき旨を規定する条文は存在していないとともに、単に法の趣旨に反するとの申立人の総論的な主張は具体性を欠いている面があることから、当審査会における上記の判断結果を左右するものであるとはいえない。

本答申は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第 14 条の規定に基づく、公表用のものです。

○霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	長谷川 史明	志學館大学法学部教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	植木 春生	司法書士
委員	河原 晶子	元志學館大学法学部教授
委員	末吉 隆之	弁護士